

●香川県告示第42号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、高松市都市整備局河港課において平成30年2月23日から10年間閲覧に供する。

平成30年2月23日

香川県知事 浜田 恵造

1 竣功認可年月日

平成30年2月15日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

高松市朝日新町1番10の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑬の地点までを順次結んだ線及び⑬の地点と①の地点を結ぶ昭和52年3月18日付け52港B第122号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.48メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点	一等三角点屋島山（北緯34度21分20.5442秒、東経134度6分16.7327秒）から281度08分17秒、3,791.22メートルの地点
⑬の地点	①の地点から4度14分29秒、119.21メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から94度14分55秒、72.50メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から184度14分27秒、119.31メートルの地点

(3) 面積

8,646.24平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成20年3月31日

(2) 免許番号

19港湾第40778-4号